社会福祉法人千歳いずみ学園

給与補足規程(福祉・介護職員等特定処遇改善加算)

(目的)

第1条 福祉・介護職員等特定処遇改善加算分による福祉職員の賃金改善を目的とした給与規程を補足して取り扱う

(特定処遇改善手当)

- 第2条 特定処遇改善手当とは、福祉・介護職員等特定処遇改善加算分をもって支給するもので、支給する内容は次の通りと する。
 - (1) 特定処遇改善手当として、月額で支給する。
 - (2) 支給内容については、年度毎に支給の選考、手当額を定めるものとする。
 - (3) 支給内容は次の通りとし対象条件の基準日を4月1日とする。
 - (4) 支給対象職種とは、支援員、指導員、看護師、栄養士、事務員、サービス管理責任者、サービス提供責任者、 児童発達支援管理責任者、管理職、管理者をその対象とする。
 - 【① グループ】(経験・技能のある障害福祉人材)
 - ① 勤続 10 年以上 (当法人以外での社会福祉等勤務経験を含む)の者。
 - ② 国が示す制度の資格所有者(勤務する事業所が行うサービス事業に係る)の者。
 - 【2 グループ】(他の障害福祉人材)
 - ① 経験・技能のある障害福祉人材に該当しない福祉・介護職員
 - 【3 グループ】(その他の職種)
 - ① 障害福祉人材以外の職員
 - ② 年収440万円以上の職員には支給しない。

以上の対象者に下記の内容で支給するものとする。

- 【① グループ】(経験・技能のある障害福祉人材) 20,000 円とする
- 【② グループ】(他の障害福祉人材) 10,000 円とする。
- 【**③** グループ】(その他の職種) 5,000 円とする。
- (5) 支給内容の喪失と懲戒等が発生した時は、その時点で支給を停止することがある。
- (6) 年度末において加算額の内容により、国が示す加算制度の範囲で調整する場合がある。
- (7) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算制度が消滅した時点で、この特定処遇改善手当を終了する。
- (8) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算分ではパート職員、グループホーム世話人には支給しない。

附則 令和元年 10 月 1 日施行